

○浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例

平成24年12月14日

浜松市条例第80号

改正 平成26年12月12日浜松市条例第75号

(指定居宅サービス等の事業に関する基準)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第126条の4の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第42条第1項第2号並びに法第74条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

(指定地域密着型サービスの事業に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第131条の10の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

3 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

(指定居宅介護支援等の事業に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第132条の3の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（平26条例75・追加）

（指定介護老人福祉施設に関する基準）

第4条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

2 法第88条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。
この場合において、市長が必要があると認めるときは、同令第3条第1項第1号イ中「1人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

（平26条例75・旧第3条繰下）

（介護老人保健施設に関する基準）

第5条 法第97条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（平26条例75・旧第4条繰下）

（介護医療院に関する基準）

第6条 法第111条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（指定介護予防サービス等の事業に関する基準）

第7条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第140条の17の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第54条第1項第2号並びに法第115条の4第1項及び第2項に規定する条例で

定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（平26条例75・旧第5条繰下）

（指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準）

第8条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第140条の27の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（平26条例75・旧第6条繰下）

（指定介護予防支援等の事業に関する基準）

第9条 法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、省令第140条の34の2（省令附則及び省令を改正する命令のうち、同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第59条第1項第1号並びに法第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（平26条例75・追加）

（包括的支援事業に関する基準）

第10条 法第115条の46第5項に規定する条例で定める包括的支援事業の実施に関する基準（地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数に係るものに限る。）は、次に定める基準とする。

(1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

ア 保健師その他これに準じる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準じる者 1人

ウ 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準じる者 1人

(2) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、前号に定める職員の員数に、当該第1号被保険者の数がおおむね5,999人を超える部分についておおむね2,000人までごとに、前号アからウまでに掲げる者のうちいずれか1人を加えた員数とすること。この場合において、同号アからウまでに掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。

(3) 第1号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると浜松市地域包括支援センター運営協議会（浜松市地域包括支援センター運営協議会条例（平成20年浜松市条例第34号）第1条に規定する浜松市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

おおむね1,000人未満 第1号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人

おおむね1,000人以上2,000人未満 第1号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の第1号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人

2 法第115条の46第5項に規定する条例で定める包括的支援事業の実施に関する基準（地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数以外の事項に係るものに限る。）は、次に定める基準とする。

(1) 地域包括支援センターは、前項第１号アからウまでに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

(2) 地域包括支援センターは、浜松市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(平２６条例７５・追加)

(指定介護療養型医療施設に関する基準)

第１１条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第１１０条第１項及び第２項に規定する条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４１号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

(平２６条例７５・旧第７条繰下)

附 則

- １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ 浜松市介護保険条例(平成１２年浜松市条例第５４号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成２６年１２月１２日浜松市条例第７５号)

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則 (平成３０年３月２３日浜松市条例第３０号)

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。